

平成17年(行ウ)第379号 行政処分義務付け等請求事件  
**証 拠 説 明 書 ( 1 )**

東京地方裁判所

民事第38部 合議B2係 御 中

原 告 鈴 木 敬 治  
 被 告 大 田 区

原告は以下のとおり証拠を説明する。

平成17年11月10日

原告訴訟代理人

弁護士 藤 岡 毅

記

甲号	標 目	作成者	原本	立証趣旨ないし証拠説明
1	住民票	官署	原本	原告鈴木敬治は昭和27年2月7日東京都大田区にて生まれ、大田区に在住する大田区民であり、平成17年11月現在53歳の男性である。
2	戸籍謄本	官署	原本	原告の戸籍謄本。 原告の父鈴木**は大正12年3月**日生れ(現82歳)、母鈴木***は大正15年3月**日生れ(現79歳)と高齢である。
3	身体障害者手帳	東京都	写し	原告は現在身体障害者福祉法に基づく等級種1級と認定されている全身性障害者である。 障害の内容 「脳性麻痺による 両上肢機能障害(困難) 移動機能障害(著しい制約)」
4の1 ~7	身体障害者 居宅受給者 証(移動・身 体介護有 124時間 /月)	大田区長(職 務代理者)	原本	平成15年4月1日付決定で被告大田区は身体介護を伴う移動介護支給量を月124時間、日常生活支援を月310時間合計433時間と認めていた。

4の2	身体障害者 居宅受給者 証(移動・身 体介護有 124時間 /月)	大田区長	原本	平成16年3月1日付の支援費支給量変更 決定でも同じく月124時間(一日あたり4時 間)の(身体介護を伴う)移動介護を認め、日 常生活支援は372時間とした。
4の3	身体障害者 居宅受給者 証(移動・身 体介護有 32時間/ 月)	大田区長	原本	被告は原告に対して平成16年4月1日付 支援費支給量変更決定で唐突に月32時間(一 日あたり約1時間)と月92時間も移動介護支 給量を激減させる不利益処分を下した。 これが審理の中心となる違法処分1である。 支給期間6ヶ月。
4の4	身体障害者 居宅受給者 証(移動・身 体介護有 32時間/ 月)	大田区長	原本	平成16年10月1日付の支援費支給量変更 決定でも同じく月32時間(一日あたり約1時 間)の(身体介護を伴う)移動介護のみである。 違法処分2。 支給期間3ヶ月。
4の5	身体障害者 居宅受給者 証(移動・身 体介護有 32時間/ 月)	大田区長	原本	平成16年12月28日付の支援費支給量変更 決定でも同じく一日あたり1時間(月32時 間)の(身体介護を伴う)移動介護のみである。 違法処分3。 支給期間3ヶ月。
4の6	身体障害者 居宅受給者 証(移動・身 体介護有 32時間/ 月)	大田区長	原本	平成17年4月1日付の支援費支給量変更決 定でも同じく一日あたり1時間(月32時間) の(身体介護を伴う)移動介護のみである。 違法処分4。 支給期間3ヶ月。 なお、厚生労働省の単価引き下げに伴い、 大田区でも、この支給から移動介護の単価は 日常生活支援と同額となっている。
4の7	身体障害者 居宅受給者 証(移動・身 体介護有 42時間/ 月)	大田区長	原本	平成17年7月1日付の支援費支給量変更決 定では、月42時間(一日あたり約1時間)の (身体介護を伴う)移動介護を認め、わずかに 移動介護支給量が月10時間だけ増加した反 面、日常生活支援はその10時間分減少させら れており不当である。 違法処分4。 支給期間1年間。
5	平成16年 3月1日付 身体障害者 支給量変更 決定通知書 (支援費)	大田区長西野善 雄	写し	平成16年3月1日付の支援費支給量変更 決定でも同じく月124時間(一日あたり約4 時間)の(身体介護を伴う)移動介護を認めて いた。 (身体介護を伴う)移動介護は月124時間 (一日4時間)。 日常生活支援は月372時間(一日12時 間)。 合計月496時間(一日16時間)。 なお、大田区長西野善雄による平成16年5 月21日公文書(北福収第114号・甲第号証1 6)の別紙1によると、本件変更決定は「平成1

				6年3月4日に変更決定され、3月11日に原告に変更決定通知書が交付されている。
6の1	平成16年4月1日付身体障害者居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書(支援費)	大田区長西野善雄	写し	<p>本件審理対象とする行政処分1</p> <p>被告は原告に対し、平成16年4月1日付決定で唐突に月32時間(一日あたり約1時間)と月92時間も激減させる不利益処分を下した。</p> <p>支給内容...(支給期間平成16年4月1日~9月30日)</p> <p>(身体介護を伴う)移動介護は月32時間(一日約1時間)</p> <p>日常生活支援は月465時間(一日15時間)</p> <p>合計月497時間(一日16時間)</p>
6の2	平成16年10月1日付身体障害者居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書(支援費)	大田区長西野善雄	写し	<p>本件審理対象とする行政処分2。</p> <p>平成16年10月1日付決定。</p> <p>支給量内容は甲第6号証の1と同様。</p> <p>支給期間は平成16年10月1日~同年12月31日。</p>
6の3	平成16年12月28日付身体障害者居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書(支援費)	大田区長西野善雄	写し	<p>本件審理対象とする行政処分3。</p> <p>平成16年12月28日付決定。</p> <p>支給量内容は甲第6号証の1と同様。</p> <p>支給期間は平成17年1月1日~同年3月31日。</p>
6の4	平成17年4月1日付身体障害者居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書(支援費)	大田区長西野善雄	写し	<p>本件審理対象とする行政処分4。</p> <p>平成17年4月1日決定。</p> <p>支給量内容は甲第6号証の1と同様。</p> <p>支給期間 平成17年4月1日~同年6月30日。</p>
6の5	平成17年7月1日付身体障害者居宅生活支援費支給決定・利用者負担額決定通知書(支援費)	大田区長西野善雄		<p>本件審理対象とする行政処分5。</p> <p>平成17年7月1日決定。</p> <p>支給内容...(支給期間は平成17年7月1日~平成18年6月30日)</p> <p>(身体介護を伴う)移動介護は月42時間(一日約1時間)</p> <p>日常生活支援は月455時間(一日15時間)</p> <p>合計月497時間(一日16時間)</p> <p>わずかに移動介護支給量が月10時間だけ</p>

				増加した反面、日常生活支援はその10時間分減少させられており不当である。
7	平成16年5月31日付異議申立書(処分1に対して)	原告代理人弁護士 土藤岡毅	写し	処分1 = 平成16年4月1日付決定に対して、同年5月31日付で行政不服審査法に基づき異議申立手続き(被告の窓口へ直接持参)をした。
8	大田区長西野善雄による原告に対する平成16年8月5日付補正命令(経総収第186号の2)	大田区長西野善雄	原本	大田区長西野善雄による原告に対する平成16年8月5日付補正命令。
9	平成16年8月15日異議申立補正書(処分1に対して)	原告代理人弁護士 土藤岡毅	写し	原告代理人は行政不服審査法に基づき平成16年8月15日異議申立補正書を郵送で被告に提出した(8月16日送達)。
10	平成16年11月16日付異議申立書(処分2に対して)	原告代理人弁護士 土藤岡毅	写し	処分2 = 平成16年10月1日付決定に対して、原告代理人は行政不服審査法に基づき同年11月16日付で異議申立書を郵送で提出(11月17日送達)。
11	平成17年2月14日付異議申立書(処分3に対して)	原告代理人弁護士 土藤岡毅	写し	処分3 = 平成16年12月28日付決定に対して原告代理人は行政不服審査法に基づき平成17年2月14日付異議申立書を郵送で提出(2月15日送達)。
12	平成17年5月9日付異議申立書(処分4に対して)	原告代理人弁護士 土藤岡毅	写し	処分4 = 平成17年4月1日決定に対して原告代理人は行政不服審査法に基づき同年5月9日付異議申立書を郵送で提出(5月10日送達)。
13	大田区長宛2004年4月20日付公開質問状	原告・全国公的介護保障要求者組合・新宿「障害者」の地域生活を保障する会・府中在宅障害者の公的介護保障を求める会・鈴木敬治の介護人一同	写し	大田区長宛2004年4月20日付公開質問状。 1枚目が公開質問状の趣旨説明書、 2枚目が6項目の質問事項。
14	大田区長宛2004年4月20日付要望書	原告	写し	原告が24時間介護及び移動介護1日最低4時間以上の必要性を説明した大田区長宛2004年4月20日付要望書。 原告に移動介護が最低限1日4時間以上必要な理由が具体的事実を挙げて詳細に論じられている。

15	大田区長宛 2004年 4月23日 付抗議声明 文	原告	写し	<p>大田区長宛2004年4月23日付抗議声明文。</p> <p>今回の移動介護上限32時間規制導入の違法性＝人権侵害性を基礎付ける重大なる事実の一つが、その導入方法の強引さである。</p> <p>被告大田区は、4月1日から移動介護要綱適用により支給量を削減するからといってそれを障害者に強引に迫り、拒否する原告に対して導入直前の3月29日に職員3名が自宅に押しかけ、導入前日の3月31日の午後5時過ぎに職員1名が押しかけ、「今日移動32時間を鈴木さんが認めないと明日から支給量を支給できません。」と支援費支給の全面打ち切りをちらつかせて恫喝した。</p> <p>断じて許されざる被告の違法行為に対する原告から被告への抗議声明文。</p>
16	大田区長西野善雄作成の平成16年5月21日付「公開質問状等の回答について」と題する書面(北福収第114号)	大田区長西野善雄	原本	<p>原告らからの大田区長宛2004年4月20日付公開質問状(甲第13号証)に対する被告行政庁からの公式回答。</p> <p>本件審理対象となる行政処分の理由に関する被告の公式説明文書である。</p> <p>質問1 「移動介護32時間という2004年4月1日決定の理由と根拠について詳しい説明」 回答1 「移動介護要綱に基づき決定致しました。」 質問2 「移動介護要綱によれば移動介護はその上限として1ヶ月32時間とされています。今回の決定がその要綱に基づくものなのかどうか説明して下さい。」 回答2 「今回の決定は移動介護要綱第6条(2)アによるものです」 質問3 「上記要綱が定める移動介護の月極上限32事案として理由とその根拠を詳しく説明して下さい。」 回答3 「全身性障害者の『移動介護』は『社会生活上必要不可欠な外出』と『余暇活動等社会参加のための外出』の二つがあり、前者については、大田区では、公共機関及び金融機関等の手続きなどを考えています。 また、医療機関の通院については身体介護を含む『日常生活支援』として支給決定しています。 この『社会生活上必要不可欠な外出』の支給時間の算出については、申請時に十分聴き取り</p>

			<p>を行い、必要時間を決定するもので、一律の上限は設けておりません。</p> <p>『余暇活動等社会参加のための外出』は、趣味教養等文化活動を始め、ボランティア活、障害者活動等、様々な活動が含まれます。</p> <p>この部分の支給については、週休二日制における区民の余暇活動等のための外出を1週間に1日8時間程度を想定し、それが社会的に相当な量と判断し、月32時間としたものです。</p> <p>」</p> <p>これが移動介護要綱の32時間規制の被告による正当化根拠の説明である。</p> <p>本訴訟ではその規制根拠の合理性が審理対象となる。</p> <p>質問4</p> <p>「3月4日付けで124時間が決定されながら、4月1日付けで32時間と大幅に減量されたことの納得のいく理由、根拠を説明して下さい。」</p> <p>回答4</p> <p>「(1)</p> <p>3月4日の変更決定により1日16時間相当の介護の必要性を認めました。</p> <p>内訳として、移動介護・月124時間(1日4時間相当、変更なし)、日常生活支援・月372時間(1日12時間相当、変更前は1日10時間相当)の合計月496時間(1日16時間相当、変更前は1日14時間相当)の支給となりました。</p> <p>また、変更後の支給期間は、当該支給期間中の変更であり、3月末までとしたことは既にお話ししたとおりです。</p> <p>(2)</p> <p>平成16年3月31日に決定した支給量については、平成16年3月29日に勘案事項調査に訪問し、3月の変更申請時点と勘案事項に変化はないものと確認しています。</p> <p>このため、全体の支給量については、身体障害者福祉法第17条の5第2項の規定に基づき、前年度と同様に1日あたり16時間相当の介護の必要性を認め、月496時間(職権修正により497時間に変更)といたしました。」</p> <p>本件事実認定として</p> <p>「3月の変更申請時点と勘案事項に変化はない」ことが確定している。</p> <p>抗議声明文(甲第15号証)に対して被告は別紙3において「このたび、鈴木さんに対する職員の説明に不十分な点がありましたこととお詫びいたします。」として支給停止の恫喝の事実を認めて謝罪している。</p>	
17	大田区長宛 2004年	原告代理人弁護士 土藤岡毅	写し	大田区長宛2004年5月24日付要求書。 5月21日付の被告の回答書により、今回の

	5月24日 付要求書			<p>問題の根源が移動介護要綱第6条2項及び3項であることが明白になったこと、大田区の回答内容が余りにも空虚であること、障害者の人権に対して無理解であることを指摘し、多くの障害者の意思を代弁して、同条項の撤廃を要求し、原告の介護保障に関する具体的回答を求める文書。</p> <p>この文書は平成16年5月24日に速達で発送され、翌25日午前被告に送達されたことを25日午後3時30分からの大田区と原告らの交渉の席で大田区保健福祉部はこの文書を既に読んでいると認めたがそれに対する回答は未だになされていない。</p>
18	平成16年7月30日付「弁護士第23条の2に基づく照会に対する回答」(16福障在795号)	東京都福祉局障害福祉部在宅福祉課長	原本	<p>東京都福祉局障害福祉部在宅福祉課長作成の平成16年7月30日付「弁護士第23条の2に基づく照会に対する回答」(16福障在795号)。</p> <p>平成16年7月1日午後大田区庁舎内で行われた大田区保健福祉部と原告らの交渉の席上、岩田美恵子障害福祉課長は「この要綱の内容について厚生労働省と大田区の詳細を把握している」旨説明した。</p> <p>そのため、原告らは大田区側に対して、「今交渉の席上で東京都福祉局障害福祉部在宅福祉課長に対して架電して、支援費に上限規定を設けることが妥当か否か問い合わせて下さい。もし、東京都が上限設定が妥当でない」と回答したらこの移動介護要綱の上限規定は見直してください。」と求めた。</p> <p>それに対して大田区保健福祉部は、自信満々に「了解しました。そう致します。」旨答え、その場で交渉参加者全員の前で岩田美恵子障害福祉課長が東京都福祉局障害福祉部芦田真吾在宅福祉課長に対して架電して問合せをした。</p> <p>そうしたところ、東京都の在宅福祉課長は「一律上限設定は好ましくない」と明確に回答した。</p> <p>そのことを岩田美恵子課長が交渉参加者全員に報告した。</p> <p>そのため、原告側は当然「では、さきほどの約束とおり、上限規定は撤廃して下さい。」と求めた。</p> <p>そうしたところ、大田区側は「移動介護要綱の全文を文書で送るなど正確に東京都に事実関係を説明した上で文書で照会し、文書で回答を得たい。</p> <p>電話だけでは事実関係に齟齬が生じる可能性がある。」と苦しい弁明に一転した。</p> <p>原告側は架電前の約束を反故にしたことを抗議した。</p>

			<p>しかし大田区側は頑として姿勢を変えないので、止むを得ず、「では文書で照会してください。そのかわり、照会文書が公正になるように当方と問合せ文書について事前に摺り合わせをして下さい。藤岡の事務所まで照会文書をファクスして下さい。」と原告側は大田区側に求め、大田区側はそれを了解した。</p> <p>そして、問合せを1週間以内実施する旨大田区側は約束した。</p> <p>ところが、1週間しても大田区から藤岡の事務所に照会文書案が送られてくることはなかった。</p> <p>又しても大田区側は区民に対する交渉の席上での約束を一方向的に反故にした。</p> <p>平然と約束を反故し続ける大田区側の姿勢を見て、照会を大田区に任せているだけでも駄目かもしれないと思い、原告代理人は弁護士照会の準備に入った。</p> <p>そして、7月15日午後1時、原告代理人が岩田美恵子障害福祉課長に架電した。</p> <p>そうしたところ、岩田美恵子課長は「東京都に照会するか否かを含めて検討中としか言えない。」とおよそ照会する姿勢のない態度に豹変し、完全に約束を反故にした。</p> <p>原告代理人はそれは大田区側の約束と違う旨指摘したが岩田美恵子課長はそのことさえ認めようとせず「それしか答えられない」と不誠実な態度に終始した。</p> <p>已む無く原告代理人は東京弁護士会に対して、正式に東京都に照会するよう求め、東京弁護士会会長は東京都に7月16日付で照会した。</p> <p>それにより、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 大田区が「上限要綱について東京都の了解を得ている」という弁明が虚偽であることが判明し、</li> <li>2 7月1日午後交渉での上記の岩田課長と芦田課長が電話をした事実を確認し、</li> <li>3 東京都が大田区からの問合せに対して「支給量の決定は、利用者の障害の種類及び程度その他の状況や心身の状況など、法に定める事項を勘案して行うものであり、個々の利用者の状況を見ないで一律に上限を設定することは支援費制度の理念から考えて好ましくない」と回答したことを確認し、</li> <li>4 7月8日に原告側に隠れて密かに大田区の西及び東の地域行政センターの両課長が東京都を来訪した事実が発覚し、</li> <li>5 その際東京都は再度上記の一律上限設定は支援費制度の理念から好ましくない旨答えたことが証明された。</li> </ol> <p>大田区は交渉の席での区民に対する約束を</p>
--	--	--	--



				<p>平然と破って密かに東京都に照会に行き、なんとか、文書照会に対して都合のよい回答をもらえないか根回しに言ったが、東京都からは明確に「上限設定はいけない」と指導を受けたことから文書照会することが出来なくなってしまったということが真相であることがこの弁護士照会の回答からは明らかである。</p>
19	<p>上記回答に関する照会の回答書と照会申出書の同一証明（東照第142144号）</p>	<p>東京弁護士会</p>	<p>原本</p>	<p>上記回答に関する照会の回答書と照会申出書の同一証明（交付日2004年8月2日・東照第142144号）。</p>
20	<p>「弁護士第23条の2に基づく照会の件について(回答)」（障障発第0118002号）</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長</p>	<p>原本</p>	<p>東京弁護士会会長からの弁護士照会に対して、支援費制度を国家として所管する厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部は、平成17年1月18日付「障障発第0118002号」として公式回答している。  <b>厚生労働省の回答は</b>  「支援費制度においては、市町村は、申請を行った障害者の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況、当該障害者の居宅生活支援費の支給の状況等を勘案して、居宅生活支援費の支給の要否及び支給量を決定することとされており、従前より、こうした趣旨について、地方自治体に対し、周知してきたところである。」としている。  これは支援費制度において、地方自治体が支給量に対して一律上限を設定することを否定する趣旨と理解できる。</p>
21	<p>上記回答に関する照会の回答書と照会申出書の同一証明（東照第142145号）</p>	<p>東京弁護士会</p>	<p>原本</p>	<p>上記回答に関する照会の回答書と照会申出書の同一証明（交付日2005年1月20日・東照第142145号）。</p>
22	<p>昭和46年1月10日原告の投書が掲載された朝日新聞</p>	<p>朝日新聞社</p>	<p>写し</p>	<p>昭和45年11月13日、原告が高校2年生のとき、身体障害者に無理解な鉄道公安職員に酔っ払いに間違えられるという被害を受けた。  国鉄渋谷駅の改札口付近で、駅員と鉄道公安職員が来て、両腕をきつく抱え、片方の手をねじ上げて交番に連行された。  歩行の際に体が揺れ、言語障害のある原告の弁明を理解できず、酔っ払いと決め付けるといふ無理解であった。  この事件の投書は昭和46年1月10日付</p>

				<p>の朝日新聞に掲載された。</p> <p>障害者が差別を受けることのない社会、障害者の社会参加が広く実現する社会を切望する原告鈴木敬治の願いはこのような人生における様々な体験に裏づけられているのである。</p>
23	「こんな足だけどころへ行ってみたいのさ 自立を求めて」と題する鈴木敬治作成文書	原告	写し	<p>原告が自立生活を始めた頃(昭和45年7月1日)に書いた文章。</p> <p>障害者である原告の自立に対する思い、いろいろなところに移動したい思いが綴られている。</p>
24	検診書	松山クリニック松山毅医師	写し	<p>原告は、松山クリニック松山毅医師作成の平成16年3月18日付検診書を同日大田北行政センター生活福祉課を通して、大田区福祉事務所長宛に提出している。</p> <p>そこに医師の診断として、</p> <p>「加齢に伴い関節拘縮・筋力低下が進んでいる。</p> <p>麻痺は重度であり、殆どの日常生活動作は介助なしには行えない為、独力では生活は不可能と考えられる。</p> <p>従って、1日24時間継続した支援が必要である。」と診断されている。</p> <p>原告に一日24時間介護が必要なことが医学的に証明されている。</p>
25	2004年10月11日毎日新聞記事	毎日新聞社	写し	<p>本件が掲載された毎日新聞記事。</p> <p>大田区は「区に貢献した障害者団体の役員5～6人に特例で上限を超えるサービスを支給している」としている。</p> <p>移動介護要綱6条3項の運用状況である。</p> <p>このような恣意的な公的給付は憲法第14条に違反する。</p>
26	陳情書	原告	写し	<p>原告が大田区議会宛に2005年9月30日提出した陳情書。</p> <p>障害者の外出移動保障を1日1時間に制限した大田区行政作成の「移動介護要綱」一律適用を改め、一人ひとりの必要量に基づいた支援費支給と原告の移動介護支給量の原状回復を求めた。</p>
27	平成16年12月16日付「請願・陳情の審査結果について(お知らせ)」と題する書面(大議請収16第62号)	大田区議会議長小原直美	写し	<p>上記陳情がの健康福祉委員会の審査を経て平成16年第4回大田区議会定例会において、不採択と決定されたことを知らせる文書。</p>

28	大田区議会健康福祉委員会記録平成16年10月12日付(本件関連部分抜粋)	大田区議会健康福祉委員会	写し	原告からの上記陳情が「16第62号」新規事件として審査の対象となった際の大田区議会健康福祉委員会議事録。 大田区の規制根拠に関する見解(一般区民の週末の余暇活動時間を8時間×4回=月32時間と想定して障害者の社会参加活動の時間を制限した。)を大田区保健福祉部が答弁している。
29	” 同年1月15日付	大田区議会健康福祉委員会	写し	上記陳情に関する健康福祉委員会での継続審議の議事録。
30	” 同年1月2日付	大田区議会健康福祉委員会	写し	上記陳情が不採択となった際の健康福祉委員会議事録。 一部の委員からは「弁護士がついているのですから、同意できないというのであれば区の本要綱の違法性の問題について弁護士の本来業務に基づいて訴訟の事務を司るのが本来業務だと思いますので、司法の場で争ってもらえないのではないか...話し合いの余地は困難なのではないか」との意見が出ている。
31	平成16年3月12日大田区議会予算特別委員会議事録HP(本件関連質疑部分抜粋)	大田区議会健康福祉委員会	写し	平成16年3月12日、大田区議会の予算特別委員会において移動介護要綱について質疑が行われた。 視覚障害者のガイドヘルパーについて、7割近くの人が一月あたり30時間以下であったことを32時間上限設定の正当化根拠として大田区保健福祉部障害福祉課長が答弁している。 しかし、視覚障害者の人の7割近くの人が30時間以下の利用時間だったとしても、それを移動介護支給量の「上限」として支給制限規定を設定することを正当化することは出来ない。
32	大田区福祉事務所長による平成16年3月26日付生活保護他人介護料保護申請却下通知書(北生申収第3843号)	大田区福祉事務所長高橋幾夫	写し	大田区福祉事務所長が下した生活保護他人介護料申請に対する平成16年3月26日付「保護申請却下処分」(北生申収第3843号)。 却下の理由は「支援費制度において必要な介護サービスが充足されているため」であった。
33	同処分に対する原告の東京都に対する平成16年5月18日付審査	原告代理人藤岡毅	写し	原告は他人介護料却下処分(甲第32号証)に対して平成16年5月18日付けで行政不服審査法に基づく審査請求を東京都知事に対して行なった。

	請求書			
34	平成16年3月26日却下処分に対する平成16年6月29日付却下取消通知書(北生発第275号)	大田区福祉事務所 所長金澤彰	写し	原告からの不服審査請求を受けた被告は、平成16年6月29日付で大田区福祉事務所長(大田区保健福祉部長)名義で「生活保護上の他人介護料を支給することにしたため」との理由を明記して上記の保護申請却下処分を取り消した(北生発第275号)。 すなわち、この時点で大田区は「支援費で必要な介護サービスは充足されていない」と判断している。
35	大田区福祉事務所長による平成16年7月12日付保護変更決定通知書(北生申収第3843-2号)	大田区福祉事務所 所長金澤彰	写し	平成16年7月12日、他人介護料の福祉事務所長設定の特別基準額を加算して(平成16年2月27日から遡及して)支給する旨大田区福祉事務所長から保護変更決定通知があった(北生申収第3843-2号)。
36	障害者基本法	三省堂	写し	障害者基本法は障害者の自立と社会参加の支援の基本理念を定め、自治体を法的に拘束している。 自治体の障害者施策は障害者基本法に抵触すれば違法となる。 本件処分はこの観点から違法性審査が精査されなければならない。
37	身体障害者福祉法 支援費関連条項抜粋	原告代理人	写し	支援費支給の行政処分の内容を行政庁が判断するにあたり拠って立つべき直接の根拠条文は身体障害者福祉法第17条の4～16等である。 身体障害者福祉法第17条の4第2項とその1号は、居宅生活支援費の額について「厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村が定める基準により算定した額」と法定している。 すなわち、憲法第25条の規範的要請として、支援費支給額について厚生労働大臣設定基準について自治体はそれを上乗せすることは許されるが、それを下回することは許されないとしている。 ここで直接法が念頭においているのは厚生労働省告示第27号(甲第42号証)、同告示第86号(甲第43号証)など時間あたりの単価設定である。 しかしながら、この憲法規範上の要請は、自治体による支援費支給量決定方法に及ぶと解釈される。 なぜならば単価設定を国の基準を用いても、法が予定しない支給量上限基準を設定して支給量を制限するならば、それはまさにせっかく法が全国基準を下回ってならないとした違

				反に対する脱法行為として違法、違憲と評価される。
38	同法施行規則 支援費 関連条項 抜粋	原告代理人	写し	<p>身体障害者福祉法第17条の5第2項の定める事項の政令が同法施行規則第9条の3の定める法定勘案事項である。</p> <p>すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害の種類、程度その他心身の状況</li> <li>・ 介護を行う者の状況</li> <li>・ 当該障害者の意向の具体的内容</li> <li>・ 当該障害者の置かれている環境</li> <li>・ 当該障害者の支援の提供体制の整備の状況</li> </ul> <p>等を勘案調査の上、個別のニーズに則して支援費支給量は決定されなければならない。</p> <p>被告の本案上限設定による支給量決定は、この法定された支援費支給量決定方法に違反する点で明らかに違法である。</p>
39	大田区支援費の支給に関する規則（平成15年4月1日規則第66号・同16年3月31日第65号・同年10月1日第93号）	大田区	写し	<p>大田区の支援費に支給に関する規則。</p> <p>甲第37号証の説明のとおり、自治体は国の定めた単価を下回することは法により禁じられている。</p> <p>この点について大田区支援費の支給に関する規則第6条が、厚生労働省告示のとおりとするとしている。</p> <p>すなわち国の単価と大田区の単価は直接連動している。</p>
40	平成15年7月1日付保福障発第533号助役決定にかかる「大田区居宅介護支援費(移動介護)の支給決定に関する要綱」	大田区助役	原本	<p>大田区助役が平成15年7月1日決定したという「移動介護要綱」。</p> <p>原告はこのうち第6条(2)の支給量上限設定規定及び(3)の「特段の事情により区長が必要と認める場合の支給」の条項が違法であることの確認を本訴訟で求める。</p>
41	平成16年4月1日付区長決定にかかる「大田区居宅介護支援費(日常生活支援)の支給決定に関する要綱」（保福障発第2168号）	大田区長	写し	<p>居宅介護支援費のうち、日常生活支援の支給決定に関する要綱。</p> <p>この8条が特異である。</p> <p>1項 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出を目的とする移動の支援については、日常生活または移動介護により算出することができるとしている。</p> <p>そして2項で、前項に基づき日常生活支援において算定する場合は移動介護要綱第6条を準用するという。</p> <p>ということは社会生活上必要不可欠な外出を日常生活支援で算出する場合もやはり月32</p>

				<p>時間の上限規定が該当すると読むことが素直であるが、被告は不明確かつ恣意的な独自の規定と解釈を展開し、区民にも関係者にも了解不能な状態である。</p> <p>国の定めた単価設定は骨抜きにされている。</p>
42	平成15年2月21日付官報「厚生労働省告示第27号」	官署	写し	<p>その別表「身体障害者居宅生活支援費額算定表」の通則「イ 1 身体障害者居宅介護支援費」「ハ 移動介護が中心である場合」「(1) 身体介護を伴う場合」は、「(二) 所要時間1時間以上の場合 5840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに2190円を加算した額」と規定されている。これは平成15年4月1日から適用された。</p>
43	平成17年3月18日付官報「厚生労働省告示第86号」	官署	写し	<p>移動介護の単価は、「(二) 所要時間1時間以上の場合 5840円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに830円を加算した額」と改定された。これは外出時の身体介護付きの移動介護が、加算計算においては居宅内の日常生活支援より低い単価に改正されたことを意味する。</p>
44	平成15年3月24日付苦情調査結果通知書（経広才収第50-4号）	大田区福祉オンブズマン高橋幸三郎	写し	<p>同事案は一人暮らしをしている脳性マヒの障害がある苦情申立人が障害の重度化が進行し、従来の20時間のホームヘルプサービスでは不十分なため24時間介護を大田区に求めたところ大田区が「 サービス量に上限があるため無理」と拒否した事案である。</p>
45	大田区福祉オンブズマン高橋幸三郎作成の平成14年12月18日付「調査の実施に基づく勧告通知書」（経広才収第50-3号）	大田区福祉オンブズマン高橋幸三郎	写し	<p>移動介護要綱による支援費支給量の上限設定の妥当性に明らかに疑問があることを裏づけるのが、本件と同様の問題について大田区福祉オンブズマンから「上限設定が問題である」旨厳しく勧告を受けている事実である。</p> <p>大田区議会が制定した大田区福祉オンブズマン条例14条第4項に基づき、大田区長が任命した大田区福祉オンブズマン高橋幸三郎は平成14年12月18日、大田区北地域福祉センター地域福祉課長に対して、勧告を実施した。</p> <p>勧告の趣旨は 「サービス提供に際しては、サービス量に上限があるとして制限するのではなく、また一定のサービス量を一律に提供するのでもなく、相談者の生活状況等を具体的に把握し、問題解決に必要なサービスと必要量を決定されたい。」としている。</p> <p>大田区福祉オンブズマン勧告は、大田区の福祉行政全般に対する勧告であって、同種の事案全体に対して勧告の趣旨は及ぶものであり、このケースを改善すれば他の事例で同様の問題ある対応をしても勧告に反しないなどとい弁明を許すものでないことは言うまでもない。</p>

				すなわち、原告に対する本件処分はこのオンブズマン勧告に違反していることがその違法を基礎付ける。
46	大田北地域センター地域福祉課長作成の平成15年2月4日付「是正等措置報告書」(北福祉収第1122号)	大田区北地域行政センター 地域福祉課長 水野成俊	写し	<p>オンブズマン勧告に対して平成15年2月4日に「介護人の派遣時間は、相談者の個別具体的な状況を十分把握し、その結果として導き出された必要量が提供されるものであること」と是正措置を確約したのは今回の原告に対する直接の責任部署である「大田区北地域行政センター 地域福祉課長」である。</p> <p>同課長は「次のことをあらためて徹底して参ります。」と大田区福祉オンブズマンに対して確約した。</p> <p>「介護人の派遣時間は、相談者の個別具体的な状況を十分把握し、その結果として導き出された必要量が提供されるものであること。」</p> <p>被告の本件処分はこの約束に違反したもので行政上の信義則違反である。</p>
47	大田区福祉オンブズマン制度平成14年度運営状況報告書(平成14年4月1日～平成15年3月31日)のうち、は本件関連事例として事例11を抜粋した。	大田区福祉オンブズマン	原本	<p>上記オンブズマンの事件は平成14年度運営状況報告書事例11として区民に報告された。</p>
48	大田区地域保健福祉計画平成15年度・平成16年度～計画見直し版～抜粋	大田区保健福祉部	写し	<p>大田区保健福祉部は、自らの福祉政策を、平成15年度・平成16年度「大田区地域保健福祉計画」として公に公約としている。</p> <p>これは社会福祉法107条に基づく法律上の義務に基づく政策立案であって、国の規定する実定法の趣旨に反することはできない。</p> <p>本件の移動介護支給量削減政策は自ら掲げた政策に根本的に反すると言わざるを得ず、その点も違法性を基礎付ける。</p>
49	平成14年3月5日付障害保健福祉主管課長会議資料抜粋	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	写し	<p>厚生労働省は、今回被告大田区が強行したような介護支給量の上限を撤廃しなければならないと明確に自治体に対して行政指導している。</p>
50	平成13年3月6日付障害保健福祉主管課長	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課	写し	<p>地方自治体に対して繰り返し、</p> <p>「在宅福祉施策の推進 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業について サービス体制の確保及び充実」として、「サービス量の上限に</p>

	会議資料 抜粋			については、撤廃するようこれまで関係市町村への指導をお願いしてきたところであるが、未だ制限を設けている市町村に対しては、一般的なサービス量の制限を設けないよう引き続き指導する。」として、今回被告大田区が強行したような介護支給量の制限を撤廃しなければならないと明確に行政指導している。
51	平成15年 1月28日 付毎日新聞 記事	毎日新聞社	写し	厚労省は代表的障害者団体(日本障害者団体連合会、日本障害者協議会、全日本手をつなぐ育成会、DPI日本会議)との間で支援費に上限を設けることはしない旨平成15年1月27日合意している。
52	支援費制度 法令通知集	中央法規出版(株) =発行・監修=障 害者福祉研究会	写し	支援費制度について厚生労働省資料に基づいて解説され、支援費制度は障害者の自己決定を尊重し、障害者自らがサービスを選択する仕組みが基本理念であるとされている。
53の 1	大田区議会 健康福祉委 員会記録(平 成17年2 月10日)	大田区議会健康 福祉委員会	写し	視覚障害者のガイドヘルパーの必要な支給量を求める陳情16第31号の大田区健康保健福祉委員会での審議記録。 社会生活上必要不可欠な外出とそれ以外の余暇活動等の社会参加のための外出と区分して支給規制する被告大田区の問題点が表れている。
53の 2	大田区議会 健康福祉委 員会記録(平 成17年3 月3日)	大田区議会健康 福祉委員会	写し	上記の陳情16第31号が取り下げとなった記録。
53の 3	大田区議会 健康福祉委 員会記録(平 成17年3 月11日)	大田区議会健康 福祉委員会	写し	視覚障害者のガイドヘルパーの必要な支給量を求める陳情17第25号が大田区健康保健福祉委員会に上程された際の審議記録。
53の 4	大田区議会 健康福祉委 員会記録(平 成17年5 月13日)	大田区議会健康 福祉委員会	写し	視覚障害者のガイドヘルパーの必要な支給量を求める陳情17第25号の大田区健康保健福祉委員会での審議記録。 32時間規制についての内外の非難、批判が余りに強く、障害福祉課長の答弁も「社会生活上必要不可欠な外出等については一切制限をしていない」と弁明し、それ以外の規制がたいしたことがないかのごとき弁明を繰り返しているが、そもそも「社会参加のための外出」に規制をすること自体が「障害者の社会参加の促進」という障害者福祉の根本規範に反することの罪深さに対する自覚が伺われない。
54の 1	大田区財政 白書・抜粋 (平成15 年度決算版)	大田区	写し	平成15年度決算の実質収支は74億円の黒字となっている。
54の 2	主要施策の 成果歳入歳	大田区	写し	平成15年度の全身性障害者介護人派遣事業での予算額は3億1561万円、支出済額は



	出決算概要 説明書・関連 箇所抜粋(平 成15年度)			2億3188万6390円。 視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業での支 出済額は8834万6520円、延べ利用人数 1501人。
55の 1	大田区各会 計予算事項 別明細書・関 連箇所抜粋 (平成15 年度)	大田区	写し	平成15年度。全身性障害者介護人派遣事 業予算。予算額は3億1561万円等。
55の 2	同(平成16 年度)	大田区	写し	居宅支援サービス (2) 日常生活支援 3億2384万7000円 対象者35人 派遣時間 延べ 14万6913時間 (3) 移動介護 1億7101万5000円 対象者247人 派遣時間 延べ 8万5680時間
55の 3	同(平成17 年度)	大田区	写し	居宅支援サービス (2) 日常生活支援 2億7785万7000円 対象者35人 派遣時間 記載がなくなる (3) 移動介護 1億2857万5000円 対象者170人 派遣時間 記載がなくなる
56の 1	保健福祉 部・保険所事 業概要・関連 箇所抜粋(平 成15年7 月)	大田区保健福祉 部	写し	全身性障害者介護人派遣事業 派遣対象者 40人 延べ派遣時間数 6万5182時間  視覚障害者ガイドヘルパー派遣 派遣延べ回数 1万1010回 派遣延べ時間 5万4279時間
56の 2	同(平成16 年7月)	大田区保健福祉 部	写し	実績は平成15年4月～16年2月分まで 居宅介護(移動介護) 身体障害者 1625人 5万6412時 間 知的障害者 90人 1167時間 障害児 48人 1309時間
56の 3	同(平成17 年7月)	大田区保健福祉 部	写し	実績は平成16年4月～17年2月分まで 居宅介護(移動介護) 身体障害者 1658人 5万2248時 間 知的障害者 291人 4001時間 障害児 192人 1598時間

57の 1~2	支援費請求 用サービス コード表	厚生労働省	写し	大田区から事業者に配布された支援費単 価コード。 1 平成16年4月1日提供実績分より適用 版 2 平成17年4月提供実績分より適用版
58	原告鈴木敬 治「移動介護 記録」	原告	写し	平成16年4月1日から平成17年6月末 日までの期間のうち、移動介護された事実があ りながら、支援費が支給できなかった介護実績 一覧。 時間帯欄に移動介護実績のあった時間帯が 記載され、介護時間数が記載されている。 それに応じて、支援費単価コードに則して支 費支給金額を算出した金額が介護実績一覧の 額欄に記載されている。 すなわち、これはいわば介護人、事業者の無 の移動介護労務提供の記録ということである。 この一覧記載のとおり、本来、被告が月あた り124時間という従来とおりの移動介護支給 定を下していれば、平成16年4月~同17年 月の期間中、原告は既に支給した支援費以外に 1月あたり92時間(但し、16年6月は63 間)に相当する移動介護支援費を受給できてい はずなのである。 金額にすると合計金565万8980円で る。
59の 1	居宅介護サ ービス提供 実績記録票	大田区	原本	大田区の作成している支援費居宅介護実績 記録表書式。
59の 2	居宅生活支 援費明細書	大田区	原本	大田区の作成している居宅生活支援費明細 書書式。
59の 3	身体障害者 居宅生活支 援費請求書	大田区	原本	大田区の作成している居宅生活支援費請求 書書式。